

福岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則を制定し、ここに公布する。
令和二年十二月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六十六号

福岡県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第二条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日(当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日)までの間、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が前項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、前項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から前項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 福岡県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成三十年福岡県規則第四十八号)は、廃止する。

(福岡県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の福岡県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第二十八条の規定により同法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)の規定がなおその効力を有することとされる間、なおその効力を有する。